

分類 (内容別)	分類 (機関別)	内 容
相談業務に関する意見		
	町	多重債務相談は、兼任職員の相談対応は難しく、また、相談者も身近な人に相談しにくい傾向がある。今後も、県主催の無料相談等をぜひ続けていただきたい。
	町	人口が少ない地域であり、行政職員と地域住民がほとんど顔見知りであるため、多重債務で悩んでいてもなかなか役場には相談をしにくい現実がある。相談件数はないが、実際には困難な状況におかれている住民が存在していると思われる。こうした人々を相談に向かわせる手だてに苦慮している。
	市	相談員の多重債務相談に対する更なる対応能力アップをはかる必要がある。
	市	弁護士会事務所のある岡山までの道のりが、近くて遠いと感じるようだ。
	町	小規模自治体のため職員と町民が顔見知りの場合が多いためか、直接役場に訪れて相談する人が下半期はいなかった。専門家に直接の方が相談しやすいと思われる。
	町	相談者に説明した内容が、行政機関において異なることがあり、対応に苦慮することがある。
	町	下期も相談件数が少なかった。まだまだ1人で悩んでいる方が多いと思われる。積極的な誘導を行い、相談し易い窓口を目指したい。
	市	現時点で当市における相談件数は少ないが、今後景気の悪化等により相談件数が増えることが予想される。月2回の消費者相談における多重債務問題への知識を深めることが必要である
	町	庁内の多重債務者の多くが近隣の市の弁護士に相談しており、地元での相談は少ない。
	町	町を窓口とする性質上、住民自らが来庁して相談を行うということは、現実的に難しいと思います。いかに町民の意識を変えていけるかが、今後の課題です。
相談業務に関する意見(特に多重債務者の掘り起こしについて)		
	市	各部署との連携により、相談者の掘り起こしができる余地がある。
相談業務に関する意見(特に相談後のフォローについて)		
	市	法律の専門家へ繋いだ後、どのようになったか相談者に連絡してもらおうようお願いするが、相談者から報告がない。
相談体制に関する意見		
	町	多重債務に対応できる職員がいないため、その場で適切な助言等ができない
	町	町村では、相談窓口を設置しても、専門的な知識がない。また債務者も相談だけでなく、解決までしてくれる機関、団体を望んでいる。
	町	担当する職員は他の職務と兼務であることに加え、数年で交代するため、専門知識を習得することに限界がある。このため、相談者が来庁されても、消費者センターを紹介するケースが多い。
	町	人的に相談業務専任者の設置が難しいため、連携体制の構築が進まない。
	市	人員・予算等の理由により、フォローアップ等現状を超える業務の実施は困難。
	市	行政機関内では、生活保護の係との連携はとれていますが、滞納整理を行っている課との連携はとれておらず、職員の多重債務への認識を深めることが必要だと思えます。
	町	小規模な町のため掛持ち業務が多いなか対応に努めている状況である。
	町	小さな自治体では職員が兼務で相談を受けているのが現状で、異動により相談を受ける職員が変わるので、体制づくりが厳しい。職員全員が相談員になるようになればと考えている。
広報活動に関する意見		
	市	相談業務の中で、多重債務者自身が多重債務に陥っていることに気が付いていないのではないかと思います。市民に対する周知、広報の仕方も改善し、多重債務者に気付いてもらえるような周知、広報を考える必要があると思えます。
	市	多重債務問題をはじめ、消費問題に関して、役所内外にまだまだ認識・啓発不足を感じている。
	町	20年度無料相談会が実施され、広報紙や防災無線でPRした結果、相談者が窓口に来られた。相談窓口のPR不足を感じている。
	町	関係機関と連携し、広報紙や無線放送による周知は積極的に行っているものの、住民意識の改善には至っていないように感じている。
	市	広報及びポスター・チラシにおいて市民に知らせをしているが、相談者がいないこと。
	町	相談業務が町民(多重債務者)に周知できていないので、連絡会設置後に広報等で周知していく。
関係部署・関係機関との連携等に関する意見		
	町	個人情報を扱うので関係機関間での情報提供の仕方、提供できる情報の範囲などあらかじめ協議して決めておく必要がある。
	市	1人の多重債務者に対し、庁内では相談室だけでなく、様々な利害の異なる部門が関わりを持つケースがある。本来ならば、連携をとり対応することが望ましいのだろうが、実際には困難も予想され、どのように進めるべきか方策を見出せない。
	市	庁内の連携体制を早急に整備する必要がある。
	町	内部での連携が不十分。他業務と多重債務者相談業務を兼任しているので十分な取り組みが出来ない。
	町	各部署との連携体制の構築が必要であると考えます。
	町	成年後見人制度の研修会に参加した際に、高齢者の虐待の中に経済的虐待があり(年金などの搾取)その元には多重債務の実態があるという、これからは、そういう面からも地域総括支援センターとの連携をも深めていく必要があると思われる。
	町	町民課・福祉課・税務課などとの連携が必要。

情報提供・研修等に関する意見		
	市	他の部署との連携を図るためにも、庁内での研修会などにより意識を合わせていく必要がある。
	町	情報提供等、引き続き協力をお願いします。
	町	福祉・税務等他部門と意思統一を図り、連携がよりスムーズになるよう合同で参加できる研修・講座等があれば参加したいです。
弁護士会・司法書士会に対する意見		
	市	法律家への相談料の支払いについて便宜が図られないか。弁護士会及び司法書士会との連携を模索。
	市	司法過疎地域への弁護士や司法書士の定期的な派遣はできないか。
法テラスに関する意見		
	市	民事法律扶助制度の決定期間の短縮と、無料法律相談会の充実。
国・金融庁の取組みに対する意見		
	町	対応マニュアルの作成をお願いします。
その他の意見等		
	市	ヤミ金対策の充実が必要。